

船舶事故調査報告書

平成29年7月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年5月14日 00時20分ごろ
発生場所	北海道枝幸町乙忠部漁港北北東方沖 乙忠部港東防波堤灯台から真方位026°4.3海里（M）付近 （概位 北緯44°50.8′ 東経142°45.9′）
事故の概要	漁船第八長竹丸は、ほたて貝養殖施設において稚貝の揚収作業中、甲板員が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成28年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八長竹丸、16トン HK2-21829（漁船登録番号）、個人所有 18.73m（Lr）×4.86m×1.45m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成5年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年6月16日 免許証交付日 平成26年1月29日 （平成31年6月15日まで有効） 甲板員A 男性 21歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約7℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか9人が乗り組み、乙忠部漁港北北東方沖に設置されたほたて貝養殖施設において、稚貝揚収のため、ボンデン綱をウインチで巻き上げて、ほたて貝育成用の籠（以下「育成籠」という。）を垂下した幹綱とアンカーロープ2本を左舷側船首尾の舷縁2箇所に設置されたガイドローラに渡し掛けて、育成籠を揚収する作業を行っていた。（図1、写真1、写真2、写真3参照）

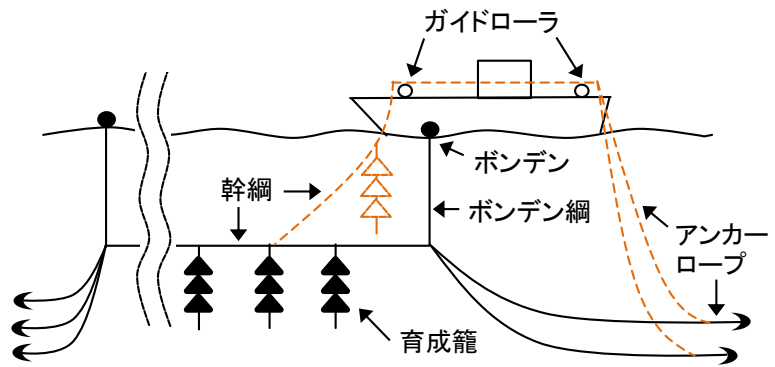


図1 ほたて貝養殖施設及び育成籠揚収作業状況概略図



写真1 船体の状況

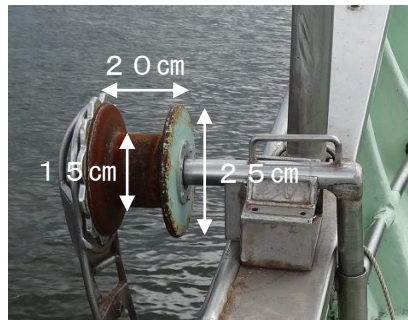


写真2 船首ガイドローラ

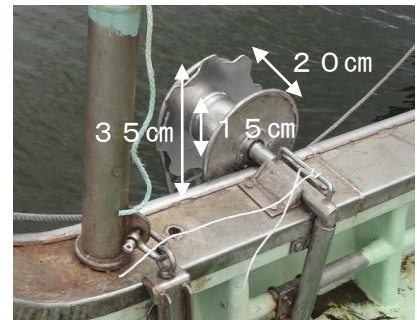


写真3 船尾ガイドローラ

船長は、甲板員8人を船首部に、甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）を船尾部にそれぞれ配置して作業に当たらせていたところ、幹綱が弛んでいたことと、左舷側に風を受けて船体が圧流された影響で、船首尾のガイドローラに渡し掛けた幹綱とアンカーロープが外れたので、作業をやり直すことにした。

船長は、船体が養殖施設から離れないよう、操舵室横の左舷側付近でリモコンを使用して操船に当たり、平成28年5月14日00時18分ごろ、船首尾のガイドローラに幹綱とアンカーロープ2本が渡し掛けられたのを確認した。

船長は、00時20分ごろ、甲板員A以外の甲板員が船首部で次の作業に取り掛かっているのを見ていたところ、船尾ガイドローラが気になって船尾に戻った甲板員Bが、船上に甲板員Aの姿がないことで声を上げたので、甲板員Aが落水したことに気付いた。

	<p>船長は、船尾後方約5mのところに、海面から顔を出して両手を広げて浮いている甲板員Aを発見し、幹綱等を外して機関を後進にかけて甲板員Aに近づき、00時22分ごろ船上に引き上げた。</p> <p>船長は、甲板員Aの意識がなかったので、心臓マッサージを施し、甲板員の1人に救急車を要請させ、乙忠部漁港に戻ることにした。</p> <p>本船は、00時40分ごろ乙忠部漁港に戻り、甲板員Aは、救急車で病院に搬送されたが、死亡が確認され、その後、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>ほたて貝の養殖施設の幹綱は、直径約32mm、長さ約200mで、また、アンカーロープは、直径約28mm、長さ約200mで、錨の重さは約160kgであった。</p> <p>幹綱とアンカーロープは、弛みが生じた際などに、ガイドローラから外れることがよくあった。</p> <p>甲板員Aが作業していた場所付近のブルワークの高さは、甲板上から約56cmであった。</p> <p>甲板員Aは、本船での漁労作業の経験が約2年半あった。</p> <p>甲板員Aは、本事故時、カップの上下、帽子及びゴム手袋を着用してゴム長靴を履いていたが、作業用救命衣を着用しておらず、体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>本船の乗組員は、甲板員Aが落水したところを誰も見ていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、甲板員Aに対し、アンカーロープがガイドローラから外れそうになっても手を触れないよう指導していた。</p> <p>船長は、本事故当時、船体動揺が余りなく、また、船尾ガイドローラに渡し掛けていた2本のアンカーロープのうち1本が外れていたことから、甲板員Aが、アンカーロープがガイドローラから外れそうになっているのを見て咄嗟に同ロープを掴み、外れた同ロープに引かれて落水したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、乙忠部漁港北北東方沖のほたて貝養殖施設において、育成籠の揚収作業中、甲板員Aが、落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、乙忠部漁港北北東方沖のほたて貝養殖施</p>

	設において、育成籠の揚収作業中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上で漁労作業を行う際は、作業用救命衣を着用すること。 ・養殖施設の索類がガイドローラから外れそうになっても手を触れないこと。

付図1 事故発生場所概略図

